

事前評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(震災対策農業水利施設整備事業)					
地区名	しだれようすいき 枝下用水2期地区					
事業箇所	豊田市越戸町 外					
事業のあらまし	<p>枝下用水幹線水路は、矢作川から取水した農業用水により、豊田市の約1,530haの水田を潤し、地域の農地と農業を支えている。また、上流部及び中流部の丘陵台地約630haの雨水排水を受けており、用排水を担う重要な施設と位置付けられている。</p> <p>山腹を地形に沿って流下する水路であるため、右岸側は主に切土、左岸側は主に盛土の地形となっている。また、市街地に近接しているため、大規模地震により、水路損壊や高盛土崩壊が起きた場合、農作物、農業用施設はもとより、地域住民の生活、財産にも甚大な被害を生じさせることが懸念されている。</p> <p>このため、枝下用水幹線水路の耐震化を図ることで、大規模地震に起因する被害を防止する。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>用水路を改修し、大規模地震に起因する農地・農業用施設及び公共施設等の被害を防止する。(当該地域で想定される地震動 プレート境界型地震動:過去地震最大モデル[愛知県防災局]、内陸直下型地震動:猿投一高浜断層帯地震[中央防災会議])</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	164.4億円	■工事費 127.4億円、■用補費 12.1億円、■その他 24.9億円				
事業期間	採択予定年度	2020年度	着工予定年度	2021年度	完成予定年度	2035年度
事業内容	用水路工 9.2km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>枝下用水幹線水路は、地域の用排水を担う重要な用排水路である。山腹を地形に沿って流下する水路であり、市街地に近接している。緊急輸送道路、鉄道、避難施設等も近接しているため、大規模地震により、水路の損壊や高盛土の崩壊が起きた場合、甚大な被害を生じることが懸念されている。</p> <p>このため、早急に耐震化を図り、大規模地震に起因する被害を防止する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>大規模地震発生時に甚大な被害の発生が懸念される地域であるため、速やかに耐震対策を実施し、耐震性能を向上する必要がある。</p>			

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分		事前評価時 (基準年：2019)	備考
費用 (億円)	事業費	100.4	
	その他費用注)	328.5	
	合計(C)	428.9	
効果 (億円)	作物生産効果	172.9	
	品質向上効果	7.3	
	営農経費節減効果	△ 1.5	
	維持管理費節減効果	△ 13.2	
	災害防止効果(農業関係資産)	3.6	
	災害防止効果(一般資産)	843.6	
	災害防止効果(公共資産)	47.9	
	災害時の復旧対策費軽減効果	19.8	
	合計(B)	1,080.4	
	(参考) 算定要因	水稲作付面積(ha)	1,156.2
	畑作付面積(ha)	0.0	
費用対効果分析結果(B/C)		2.5	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

※四捨五入により端数が合わない場合がある。

注) その他費用の内訳

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価額-評価期間終了時点の資産価額

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(県営・団体営造成施設)

関連事業費+再整備費+事業着工時点の資産価額-評価期間終了時点の資産価額

※評価期間：56年(当該事業の工事期間16年+40年)

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2015年9月農林水産省農村振興局整備部監修)による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

A

A：十分な事業効果が期待できる。

B：十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

1) 事業計画

		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	合計
工種 区分	調査・設計	←																
	用地補償		←															
	工事 ・用水路工			←														
事業費(億円)				26.4				62.7						62.7			12.6	164.4

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

	3) 環境への影響	環境に著しい影響を及ぼさないよう、保全対象生物が減少する時期の施工、保全対象生物の工事区域外への一時移動、濁水・土砂流出の防止や、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。	
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	地域の用排水を担う重要な幹線水路の改修であるため、現在の位置で改修する計画が新ルートを設置より経済的かつ妥当である。また、水路内に隔壁を設置し二連水路とすることによって半断面施工が可能となり、仮廻し水路を設置し全断面施工とするより工事費を安価にし、工事間を短縮することから、経済的かつ効率的で最も妥当な計画である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。 【理由】 経済性、現地状況から、最も妥当な事業計画である。
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理状況 ・事業完了後5年以内に想定規模と同等の地震が発生した場合にその効果を検証する。 			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
Ⅵ 対応方針			